

処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

令和6年介護報酬改定にともなう、従来の「処遇改善加算」「特定処遇改善加算」「ベースアップ等支援加算」が創設されました。

当該加算を算定するにあたり、「処遇改善加算に基づく取り組みについてホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること」という要件を満たしている必要があります。

要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

① 加算の取得状況について

当法人の加算の取得状況につきましては以下のサービスにより公表しております

[介護サービス情報公表システム](#)

② 処遇改善に関する具体的な取り組み内容（賃金以外）

入職促進に向けた取組

職場体験の受入や地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取り組みの実施

資質の向上やキャリアアップに向けた支援

エルダーメンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入

両立支援・多様な働き方の推進

短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

生産性向上のための業務改善の取組

タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減

やりがい・働きがいの醸成

利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供